

会]を設置し、森林・林業関係者の合意のもとに「林業活性化のための基本方針」やその具体化のための実施計画の策定を行う流域林業活性化推進事業を実施しているところである。

(2) 山村の定住条件整備

ア 新・美しい森林むらづくり特別対策

我が国経済社会の成熟化に対応し、山村においても豊かで潤いのある生活を実現していくためには、地域住民が自らの地域を歴史と風土に根ざした豊かな生涯・生活空間として再認識し、山村を快適で誇りをもって居住できる空間として整備するとともに、次世代の国民も享受できる国民共有の財産として整備する必要がある。

このため、伝統的な森林・山村の美しい景観の保全等を内容とする基本構想に基づき、地域の環境と調和した景観を保全・形成するための生産・生活基盤の整備等を実施した。

イ 森林生活空間整備特別対策

都市化の進展と緑の減少に伴い、国民のゆとりとうるおいに対する要求が高まる中で、森林は、人間の生活・文化の不可欠な要素としてその重要性が増大している。また、このような重要性を有する森林と人間との共生を基本として地域の振興を図ろうとする取組がみられる。

このため、地域の豊かな森林資源及び環境資源等を活用し、個性と活力と魅力のある地域づくりを推進するための森林生活空間整備ビジョンに基づき、森林の総合利用を図るための森林空間の整備、安全性の確保のための治山施設の整備、森林生活空間の基礎となる生活環境の改善を図るための林道施設及び用排水施設の整備等を行う事業を実施した。

(3) 都市と山村の交流促進

ア 緑とのふれあいの里整備特別対策事業

中山間地域においては、基幹産業である林業が停滞し、地域の活力が低下している一方で都市部においては、生活環境の悪化等から山村への関心が増大し、山村に対して自然とのふれあいの場としてのニーズが多様になってきている。

このため、都市住民が森林・林業、山村生活を快適かつ安心して体験できる地域の育成を促進するため、交流活動推進の担い手を育成するとともに、都市と山村の交流連携を基礎として、森林・山村等を体験・学習する場の整備、交流拠点の整備を促進する事業を実施した。

イ 流域森林整備フォーラム事業

森林の公益的機能の発揮に対する期待の高まりを受

け、シンポジウム、森林の文化展など流域の上下流関係のあり方等についての課題の解決を図る場を設けることにより、森林の有する価値を広く一般に啓発しつつ、森林整備についての上下流の合意形成を図るとともに、分収育林等これを通じた森林整備を促進する事業を実施した。

ウ 「山村で休暇を」特別対策

近年、余暇の増大やライフスタイルの多様化等が進む中で、自然とのふれあいやゆとりある生活への希求が高まっている。

一方、山村においては、過疎化、高齢化の進展により、森林の管理水準の低下が懸念されており、山村地域の豊かな資源を活用した山村の活性化が課題となっている。

このため、都市住民等の山村における滞在型余暇活動を促進し、山村地域の活性化を図るため、基本計画を策定し、これに基づき、都市住民等の滞在・体験のための森林空間の整備、都市と山村の交流の基盤となる施設等を整備する事業を実施した。

第3節 林業構造改善事業

林業構造改善事業とは昭和39年7月9日に公布施行された林業基本法に基づく重要施策の一つであり、昭和39年度から実施されている第1次林業構造改善事業、昭和47年度からの第2次林業構造改善事業、昭和55年からの新林業構造改善事業、平成2年度からの林業山村活性化林業構造改善事業及び沖縄県の林業構造の改善のため昭和52年度から実施されている沖縄林業振興特別対策の総称である。

この事業は、林地保有の零細・分散性、生産基盤の未整備、資本整備の劣弱性等を特徴とする我が国の民有林の林業構造を改善することにより、林業総生産の増大を図ることを基本目標としており、一定の要件を備えた地域について、市町村長が地域の実情に即して自主的に樹立した計画に基づき、各種の事業を有機的に実施する総合事業である。

1 林業山村活性化林業構造改善事業

(1) 事業の趣旨

我が国の林業・山村を巡る環境は、経済の国際化及び円高の進行、機械化及び路網整備の遅れ、国産材の加工・流通部門の体制整備の遅れ等による国産材の競争力の低下に加え、林業従事者の減少と高齢化の進行等ますます厳しくなっており、林業生産活動は、依然として停滞が続いている。また、山村は、過疎化、

高齢化が進み、林業の振興及び地域社会の維持発展を図る上で深刻な状況となっている。他方国民の価値観の多様化に伴い、木材の需要は多様化、高度化するとともに、森林に対しては、自然や伝統文化とのふれあい、保健休養や森林レクリエーションの場としてますます期待が強まってきた。

このような情勢の変化に対処して、林業・山村の活性化を図るために、生産性の高い林業の展開と国産材の安定供給体制の形成を図るとともに、特色ある多様な地域の森林資源を活かしたむらづくり及び林業者の定住条件の向上を図ることを基本方向とした林業構造の改善を推進することとして、「林業山村活性化林業構造改善事業」(活性化林構)を平成2年度より実施している。

この対策では、これまでの林業構造改善事業の成果を踏まえて、地域の森林資源の成熟度と特色を活かしつつ、林業生産の高度化のための活動の推進、林業生産基盤の整備及び林業経営高度化施設の整備、森林体験・交流促進施設の整備等林業構造の改善に必要な事業を総合的かつ有機的に実施することとした。また、本対策より補助事業とともに農林漁業金融公庫による低利融資制度である単独融資事業が併せて実施されている。

(2) 事業の仕組み

活性化林構においては、事業の目標を効果的に実現するため、地域の実情に応じて弾力的な推進を図ることとして、総合型林業構造改善事業、産地形成型林業構造改善事業、資源活用型林業構造改善事業、地域活性化型林業構造改善事業(平成2～3年度で終了)の4タイプの事業に加え、特別対策として、新・美しい森林むらづくりモデル事業(平成6～8年度実施)、中山間林業活性化モデル事業(平成7～8年度実施)、流域林業推進モデル事業(平成7～11年度実施)の事業を実施している。

ア 総合型林業構造改善事業

総合型林業構造改善事業(総合型)は、林業が重要な地位を有する市町村の区域を対象として、林業の担い手の組織化、林業生産の協業化・計画化、新技術の導入等の組織的な取組みを推進するとともに、林業生産基盤及び林業生産高度化施設、林産物利用高度化施設の整備、山村の生活・就労環境の改善等に関する事業を総合的に実施するものである。

事業は、全国480地域を対象として、平成2年度以降逐次林業構造改善事業計画を樹立し、一地域当たり平均事業費として補助事業5億円、単独融資事業1億円で実施する。

イ 産地形成型林業構造改善事業(産地形成型)は、国産材の主産地となり得る広域の区域を対象として、需要動向に対して的確に国産材を供給できる産地づくりを促進する活動を推進するとともに、国産材の拠点的かつ高度な加工流通を行う施設、需要拡大を促進する施設等の整備を図るための事業を総合的に実施するものである。

事業は全国で100地域を対象として、一地域当たり平均事業費として補助事業10億円、単独融資事業3億円で実施する。

ウ 資源活用型林業構造改善事業

資源活用型林業構造改善事業(資源活用型)は、地域の森林資源を総合的に活かしたむらづくりを行おうとする市町村の区域を対象として、森林の総合利用を促進する活動を推進するとともに、森林産物等の生産・加工施設、森林体験及び山村・都市交流を促進する施設の整備等を図るための事業を総合的に実施するものである。

事業は、全国で120地域を対象として、一地域当たり平均事業費として補助事業3億円、単独融資事業1.5億円を実施する。

エ 新・美しい森林むらづくりモデル事業

緑、水、伝統文化等優れた環境・景観に富んだ林業山村は、心の豊かさを実感できる貴重な地域であるが、一方、林業生産活動の停滞、生産基盤の整備の遅れから地域活力が減退している。このため、国民共通の財産として山村の文化・景観を積極的に保全し、都市住民に対しては第二のふるさととなるとともに、山村の住民が活力と誇りを持った生活をおくれるゆとりある生活・余暇空間である「美しい森のふるさと」を整備するための事業を実施するものである。

事業は、全国で10地域を対象として、一地域当たり平均事業費として補助事業3億円、単独融資事業2億円で実施する。

オ 中山間林業活性化モデル事業

中山間林業活性化モデル事業は、中山間地域を対象として、森林・林業経営を積極的に展開するための担い手の育成、農林地の適正な管理を促進するための活動等を推進するとともに、地域資源を活かした農林産物の生産・加工の推進、担い手の定住条件の整備等を行う事業を実施するものである。

事業は、全国で40地域を対象として、一地域当たり平均事業費として補助事業1億円、単独融資事業1億円で実施する。

カ 流域林業推進モデル事業

流域林業推進モデル事業は、流域の特性に応じて選

定されたモデル地区を対象として、流域を単位とした林業を推進するための組織的な取組みを推進するとともに、森林及び路網の整備と一体的に高性能林業機械の導入、大規模流通・加工施設の整備を行う事業を実施するものである。

事業は、全国で5地域を対象として、一地域当たり平均事業費として補助事業20億円、単独融資事業6億円を実施する。

(3) 事業の内容

事業実施の進め方や事業内容等については、活性化林構の中心事業である総合型林構に各事業ともほぼ準じている。総合型林構の事業内容等については、次のとおりである。

ア 計画地域の指定

都道府県知事は市町村長から計画地域の指定の申請を受けた場合には、あらかじめ林野庁長官から指示された目標数の範囲で計画地域の指定を行う。

イ 計画の樹立及び認定

市町村長は総合型林構事業計画を作成し、都道府県知事に認定の申請を行う。知事は林野庁長官と協議の上計画の認定を行う。

ウ 事業内容（事業種目）

総合型林構の補助対象とする事業種目の概要については次の通りである。

(ア) 林地保有合理化事業……地域林業の担い手の林業経営規模の拡大を図るために行う事業で、林地の流動化、入会林野の近代化、分取造林の促進等を行う事業である。

(イ) 構造改善推進事業……地域林業の組織化、林業生産活動の高度化の推進を図る事業で、組織化推進活動、林業生産高度化推進活動、高能率作業モデル団地の整備を行う事業である。

(ロ) 林業生産基盤整備事業……林業生産活動の効率性を高めるため、林業経営路網の整備（林道の整備、作業道の開設）及び高能率作業基地の整備を行う事業である。

(ハ) 林業経営高度化施設整備事業……林業経営の高度化を図るための機械施設等の整備を行う事業であり、林業生産高度化促進施設、林産物利用高度化促進施設の整備、林業情報処理促進施設の整備を行う事業である。

(ニ) 林業者定住化促進事業……林業生産活動の場である山村地域の生活・就労等の環境を改善し、林業者等の定住条件の整備を行う事業であり、林業環境の整備、就労安定促進、複合経営推進施設の整備、特用樹林造成を行う事業である。

(ホ) 特認事業……経営的・技術的に斬新なもの又は前記各事業に準ずるもので、当該地域の林業構造の改善を図る上で、特に必要であり、補助事業として適切なものを特認事業として実施する。

(4) 平成7年度の事業実施状況

平成7年度は、新たに147地域（総合型80、産地形成型10、資源活用型12、中山間40、流域林業5）を指定した。

また、145地域（総合型70、産地形成型10、資源活用型20、中山間40、流域林業5）が着工し、総着工地域数は575地域（総合型358、産地形成型54、資源活用型108、新・美しいむらづくり10、中山間40、流域林業5）となった。

2 入会林野等の整備

(1) 経 緯

入会林野又は旧慣使用林野（以下「入会林野等」という）である土地の農林業上の利用を増進するため、これらの土地に係る入会権又は旧慣使用権（以下「入会権」という）などの旧来からの慣習的権利関係を近代的な所有権、地上権等の権利関係に改め、農山村の農林業経営の健全な発展に資することを目的として、「入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律」（昭和41年法律第126号）（以下「入会林野等近代化法」という）が制定された。

入会林野等近代化法が規定している内容は、主として権利関係の近代化を実現するために必要な手続き及び不動産登記の特別措置（権利関係の近代化のための登記手続きの簡素化）、近代的権利取得に伴う権利者の経済的利益についての非課税等租税の減免措置等を定めているものである。

林野庁においては、この法律に基づく権利関係の近代化と、近代化後の土地の農林業上の高度利用を円滑かつ、適正に推進するため、42年度から51年度までの10か年を第1期として「入会林野等整備促進事業」を52年度から61年度までの10か年を第2期として「入会林野等高度利用促進対策事業」を実施し、さらに、62年度から第3期として「入会資源総合活用促進対策事業」を推進しているところである。

41年当時には、全国に約200万haを超える広大な入会林野等があり、このうち10ha以上の入会林野等185万haを対象として近代化を図る計画のもとに事業を進めている。

42年度から実施した入会林野等整備促進事業の内容は、市町村及び整備の対象となった入会集団等に対する制度の啓蒙普及、整備対象入会林野等の調査・測量

表19 7年度予算の概要

区 分	7年度予算額 (千円)	補正後の予算額 (千円)
入会資源総合活用促進対策費補助金		
(1) 入会資源総合活用促進対策事業費	8,317	6,996
(2) 入会資源調査測量費	29,870	27,363
(3) 入会資源総合活用促進対策事業推進費	8,744	7,176

を実施するとともに整備計画樹立についての技術援助等であり、それぞれの実施に伴う経費について助成を行った。

このほか沖繩県に対しては、47年度に入会林野等の実施調査を行うとともに49年度から市町村及び入会集団に対し制度の啓蒙普及を実施し、それぞれに助成を行った。

51年度には今後の整備の促進方策を定めるために「入会林野等高度利用促進調査」を実施するとともに、学識経験者による「入会林野等高度利用促進検討会」を設置した。これらの検討結果を踏まえ、52年度から第2期対策として入会林野等高度利用促進対策事業を実施することとした。57年度からは、入会林野等高度利用促進対策事業の中の特別対策事業を特用林産振興対策事業及び山村高齢者林業圏設置推進事業等と統合し、林産集落振興対策事業として実施することとした。

58・59年度には未整備入会林野の利用状況と未整備事由の把握のため「入会林野等整備促進調査」を実施するとともに、入会林野等をめぐる問題点と高度利用の方向等を検討するため学識経験者による「入会林野高度利用促進懇談会」を設置した。これらの調査結果等を踏まえ、62年度から新たに入会資源総合活用促進対策事業を実施している。(表19)

(2) 事業の概要

ア 入会林野等整備促進事業

入会林野等整備促進事業の全体計画は42年度から51年度までの10年間に整備を行うものとし、本事業の整備の対象となる入会林野等は15,540事業体、面積は約145万haと見込み、このおおむね10分の1を単年度の事業量とした。

なお、調査測量については、入会林野等整備促進事業と林業構造改善事業とにより実施することとし、それぞれの事業量は、前者にあっては全体の46%に相当する7,150事業体、67万1千ha、後者は54%の8,390事業体、78万7千haを対象とし、それぞれ2分の1事業量を補助の対象とした。

イ 入会林野等高度利用促進対策事業

第1期対策が終了した51年度末において残存する未整備入会林野等105haを整備するため、52年度から10

年間にわたり入会林野等高度利用促進対策事業を実施することとした。

(ア) 本事業の整備対象となる入会林野等は8,158事業体、面積は79万haと見込み、これのおおむね10分の1を単年度の事業量とした。

(イ) 調査測量については、全体の56%に相当する4,568事業体、44万1千haを本事業の対象とした(残り44%は林業構造改善事業により実施することとした)。

(ウ) 整備対象のうち、おおむね1,000地区を対象に、1地区当たり平均事業費3,000万円とし入会林野等高度利用促進特別対策事業を実施することとした(57年度から林産集落振興対策事業に統合された)。

ウ 入会資源総合活用促進対策事業

第2期対策が終了した61年度末において整備を必要とする入会林野等は約80万haとなっており、62年度から10年間にわたり半数の40万haを整備するため、新たに入会資源総合活用促進対策事業が発足した。その内容は次のとおりである。

(ア) 活用促進対策推進事業

都道府県知事は入会林野等の整備と入会資源の活用を円滑適正に推進するために、入会資源活用促進対策協議会の開催、コンサルタントの設置、嘱託登記及び調停を行う。

(イ) 活用促進対策事業

市町村長は入会林野等整備に先立って、当該林野の活用方針を明らかにするため、活用基本計画を策定する。

市町村長は入会集団又は整備組合に対し、入会林野等整備を進めるための必要な手続き及び関係法令等についての説明会を開催する。

市町村長は整備組合に対し、入会林野等整備計画の策定についての指導を行う。

市町村長は、必要がある場合は、入会林野等の土地及び立木の多面的活用と農林業経営の活性化を図るための経費に充てるため、都市住民等からの資金の導入を促進することとし、これに資するための情報提供を行う。

(ウ) 調査測量事業

市町村長は、入会林野等整備を適正に実施するため

に必要がある場合は、当該入会林野等の測量及び立木等の調査を行う。

(3) 入会林野整備の実績及び進行状況

ア 整備の実績

入会林野等近代化法の制定以来この28年間に都道府県知事の許可を得て権利関係の近代化を完了したものは6,278件、548,266haである。その実績は、49年度の52,663haをピークにその後漸減傾向にあり、7年度においては51件、2,687haとなっている。その整備の内容は表20、21のとおりである。

表20 入会林野等整備の実績（7年度末累計）

市町村数	件数	面積	1件当たり面積
4,083	6,278	548,266(ha)	87(ha)

表21 権利者の状況（7年度末累計）

入会権者等総数	権利取得者数	権利取得者率	1件当たり権利取得者数	1権利取得者当たり面積
(人)	(人)	(%)	(人)	(ha)
A	B	B/A		
407,640	400,079	98.1	63.7	1.4

イ 整備後の土地利用状況

入会林野等の権利関係を近代化し、近代化後の土地の農林業上の高度利用を図ることが、この法律の目的であるが、整備後の土地利用の状況は表22のとおりであり、整備前後の土地利用目的を対比すると、林地は整備前より整備後の方が増大し、農用地は約半分になっている。

表22 整備前後の土地利用目的別面積の内訳（7年度末累計）

区分	林地	農用地	その他
	ha	ha	ha
整備前A	528,074	18,044	2,148
整備後B	537,329	9,641	1,296
増△減B-A	9,255	△8,403	△852

ウ 整備後の経営形態

整備後の経営形態は大きく分けて個別経営・協業経営の2種類となる。また、整備後の経営形態は整備前

の利用形態（共同利用・直轄利用・分割利用・契約利用）と関連することが多い。すなわち、一般には整備前の経営形態が分割利用の形態をとっていたものは、すでに各権利者間でそれぞれ異なる利用がなされていた場合が多いため、整備に際して整備後これを協業経営にもっていくことは極めて困難なことであり、そのほとんどは個別経営の形態をとることになる。一方、整備前の他の利用形態をとっていたものは整備後、個別経営に移行しようとしても、新たに分割等の必要があるため、分割地の調整等が極めて困難であること等から協業経営の方式に移行しやすいので、普通この形態をたどるものが大部分である。

しかし、近年生産森林組合等の経営不振により表23に示すとおり整備前に分割利用していたものは約30%であったのに対し、整備後の個別経営に移行したものは約40%と前述のような障害があるにもかかわらず、かなり増加している。

なお、整備後の経営形態をどのようにするかということはあくまで権利者自身が決定するものであるが、条件の許す限り協業経営を行うよう指導を行っている。

また、協業経営に移行する場合の協業体としては生産森林組合・農事組合法人・その他の法人・共有による経営の4種類の協業体がある。

表24のとおり許可済の面積が約54万8千haのうち協業体に移行したものは約60%に当たる約32万8千haであって、1協業体当たり平均面積は約79haである。このうち、生産森林組合に移行したものは全体面積の中の約54%で、協業体の中の約89%を占めている。

個別経営に移行したものは全体の約40%に当たる約22万haで、権利者1人当たり平均面積は1.5haとなっている。

以上が入会林野等整備促進事業を実施してから29年間の実績であるが、いまだ78万2千haほどの入会林野等が整備に未着手のまま存在している。これら入会林野等について、今後とも積極的な整備促進と当該土地等を含む資源の総合的活用を促進することが必要である。

表23 整備前後の利用及び経営形態（7年度末累計と7年度分）

区 分	総 数	整備前の利用形態				整備後の経営形態		
		共 同	直 轄	分 割	契 約	協 業	個 別	
累 計	面積 (ha)	548,266	160,742	202,530	163,355	21,639	328,362	220,204
	比率 (%)	100.0	29.3	36.9	29.8	4.0	59.8	40.2
7 年 度	面積 (ha)	2,687	1,023	446	1,176	42	1,017	1,670
	比率 (%)	100.0	38.0	16.6	43.8	1.6	37.8	62.2

表24 整備後の経営形態等（7年度末累計）

区 分	実 数				構 成 比		
	経営体数	構 成 員	面 積	1経営体当 たり面積	構成員	面 積	
	数	人	ha	ha	%	%	
総 計	147,111	446,547	548,266	3.7	100.0	100.0	
法人形態による協業経営	3,040	260,759	299,083	98.4	58.4	54.6	
	生産森林組合	2,946	255,076	293,398	99.6	57.1	53.5
	農事組合法人	90	5,517	5,343	59.4	1.3	1.0
	その他法人	4	166	342	85.5	0.0	0.1
共有による経営	1,116	42,833	28,979	26.0	9.6	5.3	
個別経営	142,955	142,955	220,204	1.5	32.0	40.1	

(注) 1 法人形態による協業経営の「その他」は有限会社及び株式会社である。
 2 同一の権利取得者が複数の経営体の構成員となることがあるので、構成員総数は権利取得者総数とは一致しない。

第4節 森林組合

1 森林組合等の活動状況

6年度末現在、全国連合会1、都道府県連合会47、森林組合1,504、生産森林組合3,476が設立されている。森林組合は合併の進展等により年々減少しているが、生産森林組合は入会林野等の整備に伴って増加している。

森林組合は地区内森林所有者の50%に当たる173万人（1組合当たり1,170人）の組合員で組織され、その組合員の所有森林面積は地区内民有林面積（都道府県有林を除く。）の73%を占める1,143万ha（1組合当たり7,741ha）に達する。造林・林産等の事業を実施するために作業班を組織している組合は、1,187組合（結成組合率79%）、総人員36,798人である。

財務状況についてみると、1組合平均の払込済出資金は2,768万円であり、組織、経営、財務基盤ともに年々強化されてきている。

6年度における経済事業取扱量については新植面積3万7千ha（前年度比97%）、素材生産量334万m³（同101%）、木材販売量（素材生産販売量を除く）187万m³（同102%）となっている。森林組合の民有林における事業実績は新植面積の86%、素材生産量の16%となっている。

生産森林組合は6年度末現在で29万人の組合員によって37万haの森林を経営している。

都道府県森林組合連合会では森林経営の指導や林業技術の普及等の指導事業、素材・製材品・木材チップ等の販売事業、林業用機械、山行苗木・肥料等の購買事業等を行っている。

全国森林組合連合会は47都道府県森林組合連合会を会員とする森林組合系統の全国段階の組織として指導事業及び販売・購買事業等を行うほか、経理を区分して森林共済事業を実施している。

2 森林組合等の育成強化

(1) 森林組合合併促進等特別対策事業

森林の流域管理システムにおける中核的担い手として組織・経営基盤の充実した広域森林組合へ体質強化を図るため、合併推進協議会の開催等による関係者の合併に向けての合意形成を支援するとともに、森林組合活動のキーポイントとなっている作業班の育成強化に必要な機械・施設の整備等を行う事業について助成した。

予算額 1億6,755万7千円

（前年度 1億8,617万3千円）

(2) ふるさと森林整備促進事業

森林組合等による森林の長期施業受託方式の定着、不在村森林所有者等に対する森林施業の普及啓発、森林災害未然防止に関する普及啓発、地域資源の保全・地域特産物の開発を通じた地域活性化活動及び生産森林組合への普及啓発活動を推進する事業について助成した。

予算額 1億3,743万0千円

（前年度 1億4,204万4千円）

(3) 森林組合監査士監査事業

森林組合の健全な事業運営等に資するため、森林組合連合会に監査士を置き、森林組合の経営管理等について適切な指導等を行うことについて助成した。

予算額 662万1千円（前年度735万7千円）

第5節 林業労働力対策

1 林業就業者の現状

国勢調査によると、平成2年における林業就業者数は図1のとおり10万8千人で、昭和55年の16万5千人に比べ35%の減少、また、林業就業者に占める50歳以上の者の割合は図2のとおり68%で、昭和55年に比べ21ポイントの増加となっており、森林の適正な整備と国産材の安定供給を図っていく上で、その育成・確保が重要な課題となっている。

2 対策の概要

ア 林業就労改善促進対策事業

林業労働者の雇用の長期化・安定化、労働強度の軽減等就労条件の改善を図るため、雨天等作業中断時の就労確保に必要な施設、広域就労の促進に資する施設、高性能林業機械等の整備を行うのに必要な経費について助成した。

予算額 1億6,672万4千円

(前年度 1億8,524万9千円)

イ 林業担い手確保総合対策事業

流域単位に設置する「流域林業サービスセンター」による事業量、労働力、機械等の需給調査に資する情報の収集・提供、機械の共同利用・レンタルサービス、多能工技能者の養成と安全訓練の実施、事業量の安定確保対策、育林体験活動の組織化等を一体的に推進するのに必要な経費について助成した。

予算額 1億5,875万4千円

(前年度 1億4,821万4千円)

ウ 林業労働環境整備事業

就労条件の整備された林業事業体の育成を目的として、労基法に基づく雇用管理の改善指導、社会保険の加入促進対策等に必要な経費について助成した。

予算額 1億4,747万円

(前年度 1億6,385万5千円)

エ 林業労働力確保緊急対策事業

林業労働者の育成確保を目的とする林業労働力育成センターによる広域就労の促進、新規参入者の定着促進のための環境整備、基幹となる労働者に対する研修等を行うのに必要な経費について助成した。

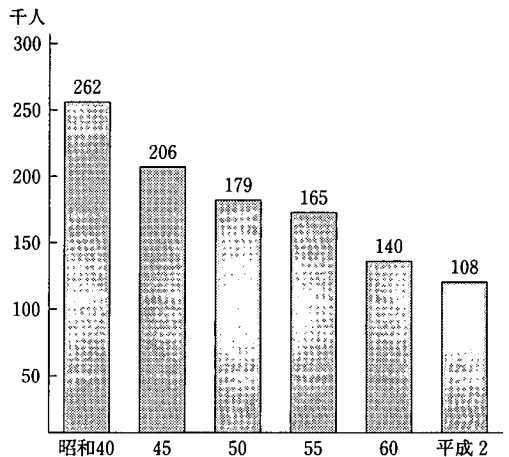
予算額 1億6,244万円1千円 (前年度 0円)

(2) 林業労働安全衛生対策

ア 林業労働災害防止対策事業

林業における労働災害は、近年着実に減少してきて

図1 林業就業者数の推移

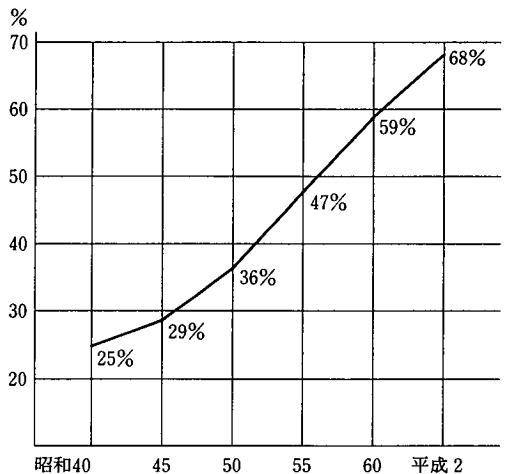


資料：総務庁「国勢調査」

(注) 国勢調査における林業就業者とは、9月末1週間に主として林業に従事した者である。

図2 林業就業者の高齢化の推移

(50歳以上の占める割合)



資料：総務庁「国勢調査」

いるが、他産業に比べると依然として高水準にあることに加えて、林業従事者の高齢化の進行が労働災害の増加につながる事が懸念される状況にある。

このような状況に対処し、林業労働安全衛生の確保対策を強化するため、①都道府県及び地域における労働安全衛生推進会議の開催、総合的な労働安全衛生推進のための体制強化、②安全衛生指導員による作業現場におけるきめ細かな指導活動等の実施、③機械化の進展に対応した安全作業体系の定着、④一人親方等に

対する安全作業の確保、⑤事業主等に対する安全管理手法等の徹底等に必要な経費について助成した。

予算額 6,704万1千円

(前年度 6,169万1千円)

イ 林業振動障害総合対策事業

民間林業における振動障害問題に対処するため、都道府県における啓もう普及、一人親方等の特殊健診の促進による予防対策の推進、振動障害軽快者の就労機会の拡大を図るための就労推進モデル事業体の育成、就業促進施設の整備等に必要な経費について助成した。

予算額 3,693万9千円

(前年度 5,104万9千円)

第6節 林産物の需給及び加工流通対策

1 木材需給・木材工業等の動向

(1) 木材需給の動向

ア 需給の動向

我が国の木材(用材)需要量は、平成元年の1億1,385万㎡をピークにはほぼ横ばい傾向で推移している。

7年の木材(用材)需要量は、新設住宅着工戸数が前年比6%の減となったが、製材用は同比1%の減、合板用は同比2%増となった。パルプ・チップ用は、紙・板紙生産が好調で、同比6%増となったことから、総数では前年を2%上回り1億1,193万㎡となった。

供給面においては、製材品、合板、パルプ・チップの輸入が円高の進行等により大幅に伸びたことから、国産材は、同比6%減の2,292万㎡となり、輸入材は、同比5%増の8,902万㎡となった。(表25)

表25 木材(用材)需給の現況
(単位：千㎡()内は前年比%)

区 分	(単位：千㎡()内は前年比%)	
	6年	7年
需 要		
総 数	109,500(101.0)	111,930(102.2)
製 材 用	51,001(99.7)	50,384(98.8)
合 板 用	14,099(97.0)	14,314(101.5)
パルプ・チップ用	42,375(103.6)	44,931(106.0)
そ の 他 用	2,025(112.7)	2,301(113.6)
供 給		
総 数	109,500(101.0)	111,930(102.2)
国 内 生 産	24,477(95.6)	22,915(93.6)
外 材 輸 入	85,023(102.7)	89,015(104.7)

外材輸入の供給形態別では、丸太は同比4%減となっているのに対し、製材品は同比9%増、合板は同比8%増、チップは同比14%増、その他用の中でパーティクルボード、集成材が増加するなど、より製品に近い形で輸入が増加している。輸入材に占める丸太の割合も低下が続いており、平成7年は前年を2.6ポイント下回る29.1%となった。

イ 住宅建設の動向

(ア) 住宅建設の動向等

木材需要の大宗を占める住宅建設の動向をみると、昭和62年以降新設住宅戸数は160万戸を超える水準で推移してきたが、平成3年には137万戸まで急落した。その後、平成6年まで回復し、平成7年には再び減少し147万戸(前年比6%減)となった。

このような状況の中で、木造住宅は67万戸(前年比8%減)、同床面積は7,380万㎡(前年比9%減)と前年に比べ減少した。戸数の木造率は前年より1ポイント下回る45%となっている。(表26)

また、平成7年の新設住宅着工戸数のうち木造について建て方別の割合(戸数)をみると、一戸建て82.2%、長屋建て3.0%、共同住宅14.8%となっており、木造住宅では、一戸建てに対する需要が高いことがうかがえる。

(イ) 木造住宅供給等

国民が良質・安価の木造住宅を入手し得るようになるためには、木造住宅に対する需要者のニーズを把握し、需要動向を踏まえた開発、改良を行い、優良な木造住宅、木質材料を安定的に供給することができる体制の整備が必要である。また、資源の有効利用を図り、環境保全に資するためのネットワークの整備が必要である。このため、林産物生産流通改善対策の一環として、低コスト住宅資材供給体制整備事業、木質資源利用分野開発促進対策事業、国産材乾燥合理化モデル事業、エンジニアリングウッド性能評価事業、日本住宅・木材技術センター事業を実施した。

a 低コスト住宅資材供給体制整備事業

豊かな住生活の実現、住宅建設コストの低減等重要課題に対処するとともに充実しつつある我が国の森林資源の有効活用と国産材の安定供給体制の整備促進を図るため、木造住宅に使用する資材の標準化についての基準の作成、森林所有者から木材関連業者、大工・工務店までの協定による連絡の促進、新たな木質建材の実用化、接合金物の実用化及び低コスト住宅資材の普及啓発等を実施した。

b 木質資源利用分野開発促進対策事業

木質廃棄物の再資源利用促進に必要な関連技術の開

表26 構造別新設住宅着工戸数・床面積の推移

年次	総数		木造				鉄骨鉄筋コンクリート造		鉄筋コンクリート造		鉄骨造		コンクリートブロック造		その他	
	戸数	床面積 千㎡	戸数	総数比 %	床面積 千㎡	総数比 %	戸数	床面積 千㎡	戸数	床面積 千㎡	戸数	床面積 千㎡	戸数	床面積 千㎡	戸数	床面積 千㎡
昭和60	1,236,072	103,132	591,911	47.9	57,988	56.2	90,701	6,297	294,251	19,473	255,445	19,100	3,047	208	717	66
61	1,364,609	111,004	633,858	46.4	61,184	55.1	92,589	6,585	332,771	21,388	300,773	21,522	3,475	234	1,143	90
62	1,674,300	132,526	741,552	44.3	72,372	54.6	105,179	7,325	445,341	26,931	378,442	25,628	2,852	202	934	69
63	1,684,644	134,531	697,267	41.4	69,843	51.9	139,997	9,901	455,463	28,673	388,530	25,865	2,534	181	853	68
平成元	1,662,612	135,029	719,870	43.3	71,977	53.3	140,795	10,084	404,006	25,825	394,625	26,896	2,396	167	920	81
2	1,707,109	137,490	727,765	42.6	72,440	52.7	164,416	11,492	434,151	26,956	377,603	26,369	2,207	162	967	71
3	1,370,126	117,219	624,003	45.5	64,547	55.1	115,122	8,666	303,253	20,376	325,219	23,444	1,675	119	854	66
4	1,402,590	120,318	671,130	47.8	68,884	57.3	77,657	6,006	279,736	19,195	371,752	26,051	1,430	106	885	76
5	1,485,684	131,683	697,496	46.9	75,116	57.0	71,508	5,344	345,108	23,707	368,999	27,313	1,433	108	1,140	95
6	1,570,252	145,581	721,431	45.9	80,733	55.5	105,978	8,372	400,610	28,792	339,923	27,485	1,167	97	1,143	102
7	1,470,330	136,524	666,124	45.3	73,803	54.1	112,296	9,042	355,847	25,762	333,679	27,715	1,245	101	1,139	101

資料：建設省「住宅着工統計」

発等を行うとともに、新たに木質部材等に関する規格の性能規定化に対応するため、エンジニアリングウッドの生産合理化に資するマニュアルの作成及び人材の養成を実施した。

c 国産材乾燥合理化モデル事業

国産材の乾燥の合理化を図るとともに乾燥材に対する理解を深めるため、荒挽き材の大型乾燥施設のモデル的な整備を行うとともに、大工・工務店等木造建築の担い手を対象とする乾燥材の研修等を実施した。

d エンジニアリングウッド性能評価事業

建築物の構造解析は、世界的に限界状態設計法が主流となりつつあり、これに適切に対応するため、エンジニアリングウッド（性能でグレーティングされた製材、集成材等）の実大強度試験（曲げ、引張り、圧縮強さ）を実施した。

e 日本住宅・木材技術センター事業の実施

木材需要の維持拡大には、住宅等の需要分野における諸情勢の変化に対応した新製品の開発、新利用技術の開発、普及等を推進する必要があるため、7年度においても、引き続き財団法人日本住宅・木材技術センターでは、木材利用に関する、間伐材の需要開発、住宅部材の安全性向上等を内容とする木材利用技術開発・普及推進活動を実施した。

f JAS（日本農林規格）等の推進

製材、合板、集成材、床板等住宅建設に関連する木質材料の需要拡大を図る上で、JASの普及促進は重要であり、規格の検討、普及、需要関係者及び加工者への普及指導等に努めた。

g 間伐材等小径木の利用促進

間伐材等小径木の利用開発、需要拡大は、間伐の計

画的な推進を図り、健全な森林を育成する上で重要な課題となっている。これに関する対策として、7年度については、間伐材利用モデル施設整備事業、間伐材等新用途開発促進事業、間伐材等炭化促進モデル事業等多面的な施策を講じた。

ウ 価格の動向

7年の木材価格は、軟化傾向で推移した。年初は、阪神大震災の影響で、合板、北洋材は一時強含みとなったが、3月からの急激な円高で輸入量が増大したことから、丸太、製材品、合板ともに全面的に下落傾向となった。8月には円安に転じ、需給調整がついた南洋材丸太は上昇傾向となり、その後、米材丸太、国産材丸太も上昇傾向になった。製品については需給調整が遅れ、年末に値戻しとなった。

年平均価格で見ると、丸太については、スギが3%、ヒノキが8%、米ツガが1%、米マツが2%、北洋エゾマツが8%、合板用ラワンは17%、6年価格を下回った。一方、製材品については、スギ柱角が8%、ヒノキ柱角が6%、米マツが3%、米ツガは5%、北洋エゾマツ平割は3%下回った。

(2) 木材貿易の動向

ア 輸入

7年の木材（丸太及び製材）輸入量は3,375万㎡で前年に比べ2%増加した。

これを材種別にみると、前年に比べ北洋材は13%、チリ材は51%、ニュージーランド材は2%増加したものの米材は横ばい、南洋材は9%減少した。

7年の材種別割合は米材45%、南洋材21%、北洋材17%、ニュージーランド材6%、チリ材2%、その他9%となっている。

米材、南洋材地域においては、資源的制約、環境問題等により、伐採量は減少する傾向にある一方、北欧、アフリカからの輸入が増えるなど輸入先の多様化が進んでいる。(表27)

金額ベースでみると、木材(丸太、製材、合板、チップ等)輸入額は、1兆4,835億円(前年比100%)で我が国の総輸入額33兆6,094億円(同122%)の5%を占めている。

(ア) 米材

7年の米材輸入量は丸太727万^m (前年比95%)、製材795万^m (同104%)、計1,522万^m (同100%)となった。国別では、米国が丸太709万^m (96%)、製材201万^m (96%)、カナダが丸太18万^m (61%)、製材594万^m (107%)とカナダ産製材の伸びが大きくなっている。

(イ) 南洋材

7年度の南洋材輸入量は丸太600万^m (同89%)、製材123万^m (同101%)となっている。

丸太の輸入を供給国別にみると、マレーシアからの輸入が405万^m (同90%)となり、その南洋材輸入量に占める割合は67% (5年73%、6年67%)と依然高水準を保っているものの近年、減少傾向で推移している。

製材については、マレーシアが66万^m (同107%)、インドネシアが52万^m (同96%)となり、この2か国で南洋材製材の96%を占めている。

合板の総輸入量は426万^m (108%)となっており、そのうちインドネシアからの輸入量が292万^m (同93%)と最も多く合板総輸入量の68%を縮めているが、近年マレーシアからの輸入が96万^m (同190%)と増え、23%のシェアとなっている。

60年インドネシア、61年フィリピン(造林木等を除く)、元年にバプアニューギニア(一部樹種)、4年にはベトナム、カンボジア、5年には、マレーシア・サバ州がそれぞれ丸太輸出を禁止した。なお、インドネシアについては、4年に丸太輸出禁止を解除したが、代わりに多額の輸出税を導入しており、実質的には輸出禁止となっている。

(ウ) 北洋材

7年の北洋材の輸入量は、丸541万^m (前年比113%)、製材42万^m (同121%)、計584万^m (同113%)と増加した。

ロシア国内の社会・経済の混乱により減少傾向で推移していたが、5年以降、合板用材等の代替品として注目されたことや、ロシア側の輸出意欲の高まりなどを背景として輸入量は増加傾向にある。

イ 輸出

7年の木材製品の総輸出額は100億円と前年比98%となっている。

輸出内訳は、金額ベースで、製材・加工材17%、薄板・合板用単板10%、繊維板7%、合板6%、その他60%となっている。我が国の木材・木製品の輸出は、その23%が韓国で、以下台湾21%、インドネシア12%、米国8%、ドイツ6%の順になっている。

(3) 木材工業の動向

最近における木材工業の業況についてみると、60年9月以降の急激な円高の影響を受けて深刻な不況に陥った。61年以降国内経済の安定した動向、62年の内需拡大を契機とした新設住宅着工戸数は回復を示し62年から2年にかけて160万戸を上回って推移したが、3年、4年には景気の停滞によりそれぞれ、137万戸、140万戸と低迷した。

7年の新設住宅着工戸数及び木造率は、それぞれ147万戸、45%であり、業況は依然として厳しい環境にある。

また、需要者ニーズが多様化・高度化する中で、製材・合板を中心とする製品輸入が増大し、原木輸出規制の動きが強化されるとともにガット・ウルグアイ・ラウンド合意による関税の引き下げが決定される一方で、国産材の資源が充実しつつあるなどの木材需給構造の急激な変化及び深刻化する労働力不足等、各種の構造的な問題が顕在化してきており、業界においては、こうした変化にどのように対応していくかが今後の重要な課題となっている。

表27 木材の輸入量

(単位：万^m)

		6 年			7 年		
		丸 太	製 材	計	丸 太	製 材	計
米	材	765	764	1,529	727	795	1,522
南	洋	677	121	798	600	123	723
北	洋	481	35	516	541	42	583
そ	他	316	156	471	326	221	547
	計	2,239	1,076	3,314	2,194	1,181	3,375

資料：大蔵省「貿易統計」

ア 製材業

7年度末における製材工場数は14,565工場を数え、前年に比べ447工場減少し、依然として休・転・廃業が進んでいる。

製材工場の平均出力数は84.0kW（前年比102%）と引き続き増加しているが、75kW未満の工場数が全体の70%を占めており、依然として零細性を表している。7年における製材用素材の総入荷量は3,667万 m^3 （前年比94.8%）となった。この中で国産材は前年に比べ7%減少し、外材の入荷量は前年に比べ4%減少したものの、製材用素材供給の外材依存度は依然として高く、55.7%となっている。

また、製材品出荷量は2,477万 m^3 （前年比94%）となり、これを用途別にみると、建築用材80%、土木建設用材4%、木箱仕組板・こん包用材9%、家具・建具用材3%、その他用材3%となっている。

イ 合板工業

7年末の合板製造工場数は、前年に比べ17工場減少し455工場となった。これを工場の類型別にみると普通合板を生産する工場は9工場減少して100工場に、特殊合板のみを生産する工場は、8工場減少して312工場となった。また、単板のみを生産する工場は増減なしの43工場である。

7年における単板製造用素材の入荷量は前年に比べ4%減少し、732万 m^3 となった。材種別にはラワン材を主とする外材が前年に比べ4%減の709万 m^3 、国産材についても前年に比べ8%減の23万 m^3 となった。

7年の普通合板の生産量は6億5,580万 m^3 （前年比91%）、特殊合板の生産量は3億4,069万 m^3 （前年比96%）となった。

2 林産物の供給体制の整備，木材利用の推進及び林産物需給の安定

(1) 木材供給の低コスト化

豊かで質の高い国民生活の実現に資するため、良質な住宅の供給コストの削減、とりわけ、伝統的な工法の木造住宅の供給コストの低減を図る総合対策として、住宅資材の標準化を推進する事業、森林所有者から木材関連業者、大工・工務店までの連結を促進する事業、マスタープランの作成を行う事業を実施するとともに、素材の効率的な供給のための高密度路網の整備、高性能林業機械の導入、標準化住宅資材供給のための加工施設の整備、新たな木質建材や接合金物の実用化、標準化住宅資材の普及啓発及び木材産業の再編整備に必要な資金への利子助成等の事業を一体的に実施した。

(2) 木材の流通体制整備

需要者ニーズに応じて品質の安定した製品を低コストで安定的に供給するため、産地における原木流通拠点施設、製品の加工・流通拠点施設の整備等を促進する事業を実施した。

また、品質の優れた地域材製品を安定的に供給するため、製品の差別化、品質管理体制の整備等により、地域材のブランド化を推進するとともに、建築士、工務店等への説明会の開催、ブランド材フェアの開催等によりブランド材の利用を促進する事業を実施した。

さらに、流域内の関係者による生産・加工・流通を通ずる木材の供給一貫体制を整備するための具体的方策づくりに関する協議を行う事業を実施した。

このほか、木材流通の合理化に資するため、木材流通の改善及び木材産業の経営の近代化等の推進に必要な情報の収集・分析・提供等を行う事業につき助成したほか、素材生産業者、製材業者等が地域材の安定供給、品質の向上に資する機械・設備をリース制度を活用して導入する場合の負担を軽減する事業を実施した。

(3) 木材利用の推進

木材利用を推進するため、新たに木材利用推進のための基本方針を策定し、中央、地方を通じた関連対策の統一の実施を確保するとともに、消費者と連携して行う地域材利用推進活動の展開、新技術を用いて地域材を外構部材等として改良したものの利用実証等地域材の利用の推進を図る事業を実施した。

また、高度加工木工製品の流通振興を促進する事業、欧米諸国の大型建築物における木材利用方法を普及定着させる事業を実施したほか、都道府県を単位として木材の利用等に関する情報の収集分析及び全国ネットワークの整備による情報提供を行う事業を実施した。

さらに、大規模で効率的な乾燥施設の整備、エンジニアリングウッドの性能評価、大工等技能者の技能向上等を図る研修、木質廃棄物の再資源化のための技術開発、間伐材等の新用途開発に必要な施設の整備等を推進したほか、新たに、エンジニアリングウッドの生産合理化に資する製造者の養成等の事業を実施した。

このほか、木材の新たな用途を創出するため、木材と金属、セラミックス等を複合化する技術開発、樹木に含まれる制ガン物質等の生理機能物質の効率的な抽出・利用技術の開発を行った。

また、地域の木質資源を高度に利用するための調査及び先端利用技術の普及啓発を行うとともに、新たに、木材を原料とする軽量・高強度ウッドセラミックス、木質系分解性フィルム等の機能性新素材の開発を行っ

た。

3 木材産業の体質強化

熱帯木材資源の減少と原木の輸出規制、製品輸入の急増及び需要者ニーズの変化、代替材の進出など需給構造の急激な変化に対応し、木材加工製品の高付加価値化、低コスト化、原料転換等を図るため、高性能加工施設の導入促進、付加価値の高い新製品開発のための新技術・機械装置の開発・普及及び木質パネル類等先進木質建築資材の調査とその試作・試験を実施するほか、製材工場等の労働環境改善を図るための防塵・防音効果の高い機械装置の開発、非構造用部材の機械プレカットシステムの開発及び生産能力の適正化を図る木材産業再編整備の事業を実施するなど、木材産業の高度化を総合的に促進する事業を推進した。

また、流域を単位として、素材生産を行う林業事業体の再編整備を行い、若者も参入し得る魅力ある就労条件を提供できる優良で強い体質の林業事業体を育成していくため、林業事業体の組織化、経営の高度化、規模の拡大等を促進するとともに、流域内の作業路網、素材生産施設等を一体的に整備する事業を実施した。

更に、「中小企業近代化促進法」に基づき、一般製材業、合単板製造業等の構造改善事業が円滑に推進されるよう指導した。

4 木材の需給安定

(1) 木材の需給の見通しの公表

木材の需給及び価格の変動に対処するため、中央、ブロック及び都道府県において木材の需給及び価格の動向を常時的確に把握し、所要の対策を協議するための木材需給対策協議会を開催した。

また、木材の需給及び価格の安定に資するため、年間の木材(用材)の需給見通し、及び四半期ごとの主要木材の短期需給見通しを公表した。

(2) 木材需給安定対策事業

木材事業の安定対策の取り組みとして、昭和49年から実施してきた、木材備蓄事業は、平成2年度をもって終了し、その後は、①木材の需給動向の情報の収集・分析・情報提供、②木材利用の普及啓発、国産材需要拡大のための情報の収集、提供等、③木材流通の改善合理化に関する情報提供、④国産材供給設備の導入に対するリース料の一部助成等を行うことにより、木材の需給安定に取り組んでいる。

5 特用林産物の生産振興

(1) 特用林産物の生産動向等

特用林産物は、「しいたけ」、「えのきたけ」、「ぶなしめじ」等のきのこ類をはじめ、「竹材」、「桐材」、「うるし」等の伝統工芸品原材料、「木炭」等の木質系燃料、さらには樹実類、山菜等に至るまで、その種類は極めて多い。これらの特用林産物の生産は、その生産額が林業粗生産額のかんりの部分を占め、農山村地域における重要な産業の一つとして、地域経済の安定と山村住民の定住化に大きな役割を果たすとともに、近年の自然・健康・本物を志向する国民の生活・文化の向上に貢献している。

ここ数年の生産動向をみると、生産額の約7割を占めるきのこ類については、「乾しいたけ」、「生しいたけ」、「ひらたけ」等の生産量が減少傾向であるのに対し、「ぶなしめじ」、「まいたけ」といった比較的新しいきのこが伸びている。また、非食用のものについては、代替品の進出等厳しい状況の中で減少傾向にある。木炭(粉炭)については土壌改良等の燃料以外の用途を中心に需要が伸びてきたが、やや頭打ちの傾向にある。

平成7年の特徴としては、

- ①ここ数年上昇傾向にあった生産額が3,411億円と前年を148億円下回り、減少傾向となったこと。
 - ②「乾しいたけ」、「たけのこ」の生産の減少に加え、価格が低迷していることにより、生産額が大きく減少したこと。
 - ③「まいたけ」は、前年に引続き生産量、生産額ともに大幅に増大していること。
- などがあげられる。

(2) 特用林産物振興対策

特用林産物の産地化形成を推進するため、大型モデル拠点を整備する事業及び都市住民を対象としたオーナー制度の促進など地域の特色を活かした事業に加え、新たに、特用林産物の新製品・新技術の導入及び中山間地域の耕作放棄地等の低利用地における特用樹林の造成を行う事業を実施し、特用林産物の供給体制の整備を図った。

また、火山活動によるしいたけ等の降灰被害に対処するためのその周辺地域の防災対策の推進及び伝統的な工芸品等の原材料となる特用林産物の生産の振興を図るほか、新たに特用林産物の需給の変化に対応した流通合理化及び安全性の確保・向上を図る事業を実施した。

さらに、きのこ種菌の流通の適正化を図るため、「種苗法」に基づくきのこ種菌の検査・指導を実施すると